

京極町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 3,402	千円 4,846,930	千円 142,418	千円 563,229	% 11.6	% 16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

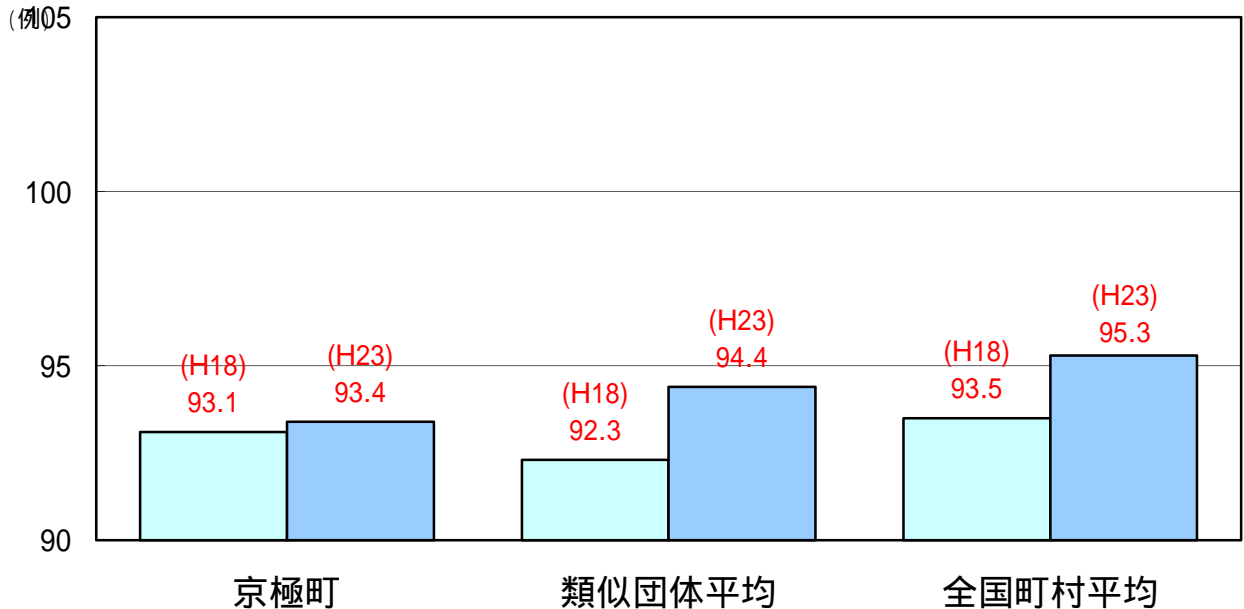
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 59	千円 215,382	千円 38,533	千円 73,990	千円 327,905	千円 5,558	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
京極町	42.7 歳	314,800 円	398,588 円	347,964 円
北海道	45.3 歳	327,401 円	395,579 円	373,413 円
国	42.3 歳	327,205 円		397,723 円
類似団体	42.7 歳	312,748 円	361,552 円	342,278 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
京極町	55.3 歳	403,500 円	403,500 円	403,500 円
北海道	48.8 歳	317,658 円	348,522 円	349,305 円
国	49.5 歳	283,862 円		321,662 円
類似団体	49.3 歳	285,673 円	307,617 円	301,549 円

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区分		京極町	北海道	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	159,285 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	129,592 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,900 円	284,900 円	- 円
	高校卒	- 円	266,000 円	313,900 円

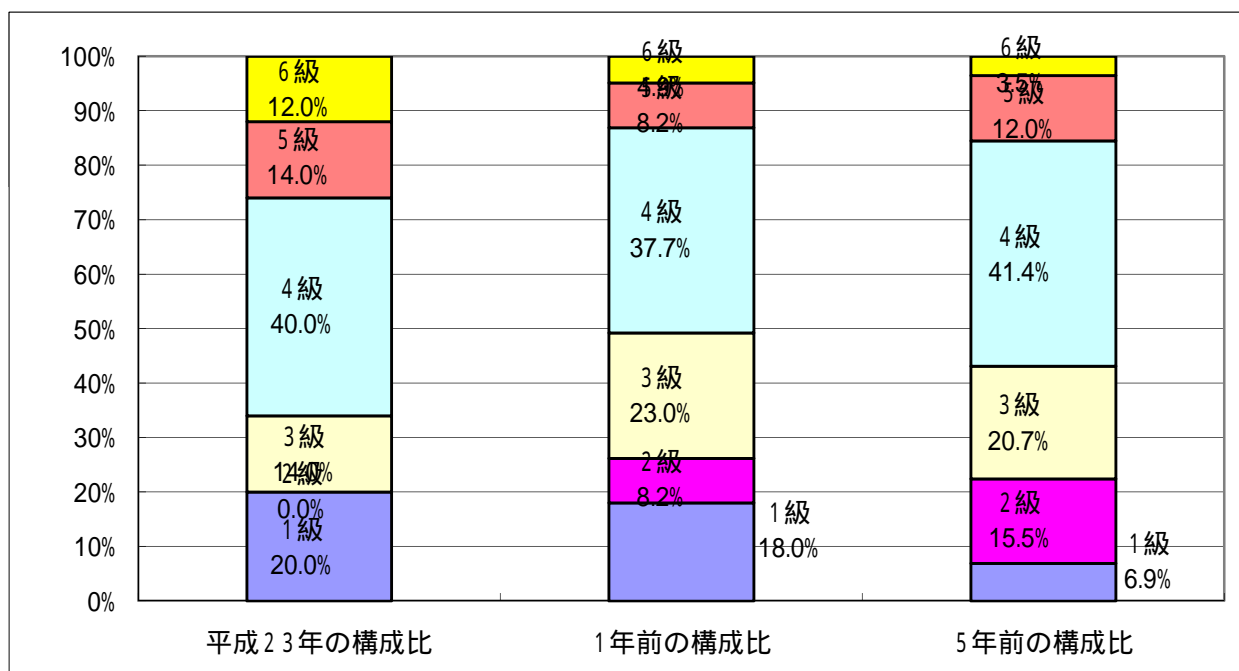
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係	10 人	20.0 %
2 級	係	0 人	0.0 %
3 級	係長、主任	7 人	14.0 %
4 級	課長、係長、主任	20 人	40.0 %
5 級	課長、主幹	7 人	14.0 %
6 級	課長	6 人	12.0 %

(注) 1 京極町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評定未実施のため、昇給区分の差は設けていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

京極町	北海道	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,301 千円	1,582 千円	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～12%(H23～H25年度は凍結)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評定未実施のため、成績率による差は設けていない。(但し、病気休暇等による在職期間の除算あり)

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

京極町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	19,121 千円	- 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(23年4月1日現在)

該当なし

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	11,776 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	200 千円
支給実績(21年度決算)	10,577 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	176 千円

(6) その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 配偶者のない場合 1人のみ 11,000円 満15歳に達する日以後の 最初の4月1日から22歳に達する 日以後の最初の3月31日までの 間にある子 1人につき 5,000円加算	同		7,349 千円	170,907 円
住居手当	家賃の額が12,000円を 超える場合、家賃の額に応じて 27,000円を限度に支給 持家 5,000円	異	持家 築後 5年以内の み2,500円	5,360 千円	111,667 円
通勤手当	交通機関利用者 1月 あたり運賃相当額55,000 円を限度に支給 交通用具使用者 2,000円～24,500円の範 囲で支給	同		129 千円	43,000 円
管理職手当	課長等 給料月額8～10%	異	支給額	7,871 千円	393,550 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月ま での各月初日において 在職する職員に支給 月額 26,380円 月額 14,580円 月額 10,340円	同		6,107 千円	101,783 円
宿日直手当	1回につき4,200円	同		559 千円	9,317 円

5 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	680,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		()	()	828,000	円 /	280,000 円
報 酬	副 町 長	600,000	円			
		()	()	667,000	円 /	299,000 円
報 酬	議 長	243,000	円			
		()	()	307,000	円 /	150,000 円
	副 議 長	192,000	円			
報 酬	議 員	165,000	円			
		()	()	228,000	円 /	100,000 円
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合)				
	副 町 長	3.95	月分			
期 末 手 当	議 長	(22年度支給割合)				
	副 議 長	3.95	月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額 × 在職年数 × 5.126		13,943 千円	任期毎	
	備 考	給料月額 × 在職年数 × 3.234		7,762 千円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

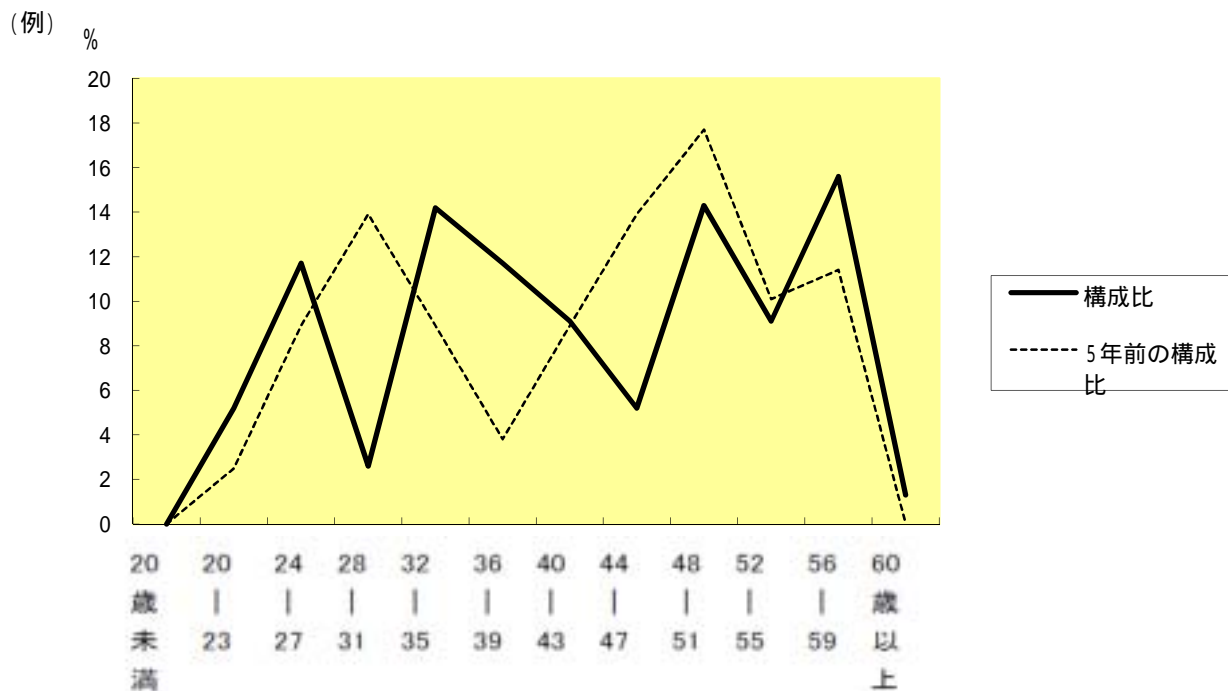
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	欠員補充 欠員補充
		総 務	15	15	0	
		税 務	4	4	0	
		農林水産	6	6	0	
		商 工	2	1	1	
土 木		7	6	1		
民 生		13	13	0		
衛 生	5	5	0			
計	53	51	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 155.79 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 165.07 人)		
教育部門	10	10	0			
小 計	63	61	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 185.19 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 198.33 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	13	14	1	退職による減	
	水 道	1	1	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	0	0	0		
小 計	15	16	1			
合 計	78	77	1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 229.28 人		
	[80]	[80]	[0]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	4人	9人	2人	11人	9人	7人	4人	11人	7人	12人	1人	77人